

議案第五十六号

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

港区公衆浴場法施行条例（平成二十四年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号タ中「日出時」を「午前六時」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。